


上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び上場申請のための半期報告書
の適正性に関する確認書

平成 18 年 12 月 15 日

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇 殿

本店所在地 愛知県愛知郡長久手町
大字長瀬字段之上江番地2
会社名 カネエ電気株式会社 印
代表取締役社長執行役員
代表者の
役職氏名(署名) 川本公夫 

当社の代表取締役社長執行役員である川本公夫は、上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び上場申請のための半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

（理由）

1. 取締役会は毎月1回は開催され、法定事項および取締役会規程に定められた重要事項の決議を行うとともに、業務執行状況の報告を受けることにより業務執行の監督を行っていること。
2. 業務監査グループは、他の業務執行組織から独立した客観的な観点から内部監査を行い、社長によるレビュー後、指摘事項の改善を求めていること。
3. 取締役、監査役は当社の定款、取締役会規程、監査役会規程、品質情報、業務監査情報、稟議書等と当社グループ各社の営業情報、経理情報などの職務執行に必要な情報をイントラネットでも閲覧可能であること。
4. 社長は、半期ごとに全監督者以上を対象に個人面談を行いモニターしており、これにより一部署で解決できない問題を把握し、組織改善の有効性を高めていること。
5. 監査役は独立性を保ちながら、毎月開催される取締役会へ出席すること等により、取締役の職務執行の監査をしていること。
6. 当社は継続開示会社であり、有価証券報告書および半期報告書の記載内容に関して、監査役、監査法人から重要な指摘事項がないこと。

以上